

著作権法の一部を改正する法律案に対する修正案対照表

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）

（傍線部は修正部分）

修正後	修正前
<p>第八章 罰則</p> <p>第一百九条 著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者（第三十条第一項（<u>第二百二条第一項において準用する場合を含む。</u>）第三項において同じ。）に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行った者、<u>第百十三条第三項の規定により著作権若しくは著作隣接権（同条第四項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。</u>）第二百十條の二第三号において同じ。）を侵害する行為とみなされる行為を行った者、<u>第百十三条第五項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者又は次項第三号若しくは第四号に掲げる者を除く。</u>）は、十年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、<u>有償著作物等（録音され、又は録画された著作物又は実演等）著作権又は著作隣接権の目的となつてゐるものに限る。</u>）であつて、<u>有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。）をいう。</u>）の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権又は著作隣</p>	<p>第八章 罰則</p> <p>第一百九条 著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者（第三十条第一項（<u>第二百二条第一項において準用する場合を含む。</u>）に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行った者、<u>第百十三条第三項の規定により著作権若しくは著作隣接権（同条第四項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。</u>）第二百十條の二第三号において同じ。）を侵害する行為とみなされる行為を行った者、<u>第百十三条第五項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者又は次項第三号若しくは第四号に掲げる者を除く。</u>）は、十年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2 (略)</p> <p>「新設」</p>

接権の侵害となるべきものを含む。(一)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行つて著作権又は著作隣接権を侵害した者は、一年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

修正後	修正前
<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第七条、第八条及び第十条の規定 公布の日</p> <p>二 第一条第一項第二十号並びに第十八条第三項及び第四項の改正規定、第十九条第四項に一号を加える改正規定、第三十条第一項第二号の改正規定、第四十二条の三を第四十二条の四とし、第四十二条の二の次に一条を加える改正規定、第四十七條の九の改正規定（又は第四十六条）を、第四十二条の三第二項又は第四十六条に改める部分に限る。（） 同条ただし書の改正規定（第四十二条の二まで）の下に、第四十二条の三第二項を加える部分に限る。（） 第四十二条の二までを加える部分に限る。（） 第四十九條第一項第一号の改正規定（第四十二条の二）を、第四十二条の三に、第四十二条の三に、第三二項を、第四十二条の四第四二項に改める部分に限る。（） 第八十六條第一項及び第二項の改正規定（第四十二条の二まで）の下に、第四十二条の三第二項を加える部分に限る。（） 第九十条の二第四項に一号を加える改正規定、第百一条第一項の改正規定（第四十二条の三）を、第四十二条の四に改める部分に限る。（） 同条第九項第一号の改正規定（第四十二条の二）を、第四十二条の三に、第四十二条の三第二項を、第四十二条の四第四二項に改める部分に限る。（） 第百十九條第一項の改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに第百二十條の二</p>	<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、第二条第一項第二十号並びに第十八条第三項及び第四項の改正規定、第十九条第四項に一号を加える改正規定、第三十条第一項第二号の改正規定、第四十二条の三を第四十二条の四とし、第四十二条の二の次に一条を加える改正規定、第四十七條の九の改正規定（又は第四十六条）を、第四十二条の三第二項又は第四十六条に改める部分に限る。（） 同条ただし書の改正規定（第四十二条の二まで）の下に、第四十二条の三第二項を加える部分に限る。（） 第四十九條第一項第一号の改正規定（第四十二条の二）を、第四十二条の三に、第四十二条の三に、第三二項を、第四十二条の四第四二項に改める部分に限る。（） 第八十六條第一項及び第二項の改正規定（第四十二条の二まで）の下に、第四十二条の三第二項を加える部分に限る。（） 第九十条の二第四項に一号を加える改正規定、第百一条第一項の改正規定（第四十二条の二）を、第四十二条の三に、第四十二条の三に、第三二項を、第四十二条の四第四二項に改める部分に限る。（） 並びに第百二十條の二第一号の改正規定並びに次条並びに附則第四条及び第五条の規定は、平成二十四年十月一日から施行する。</p>

第一号の改正規定並びに次条並びに附則第四条から第六条まで及び第九条の規定 平成二十四年十月一日

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の著作権法（以下「新法」という。）第十八条第三項第一号から第三号までの規定は、前条第二号に掲げる規定の施行前に著作者が行政機関（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第一項に規定する行政機関をいう。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）又は地方公共団体若しくは地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）に提供した著作物でまだ公表されていないもの（その著作者の同意を得ないで公表された著作物を含む。）であつて、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号。以下この項において「公文書管理法」という。）第八条第一項若しくは第十一条第四項の規定により国立公文書館等（公文書管理法第二条第三項に規定する国立公文書館等をいう。次項において同じ。）に移管されたもの又は公文書管理条例（地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する歴史公文書等（公文書管理法第二条第六項に規定する歴史公文書等をいう。以下この項において同じ。）の適切な保存及び利用について定める当該地方公共団体の条例をいう。以下この項において同じ。）に基づき地方公文書館等（歴史公文書等の適切な保存及び利用を図る施設として公文書管理条例が定める施設をいう。次項において同じ。）に移管

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の著作権法（以下「新法」という。）第十八条第三項第一号から第三号までの規定は、前条ただし書に規定する規定の施行前に著作者が行政機関（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第一項に規定する行政機関をいう。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）又は地方公共団体若しくは地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）に提供した著作物でまだ公表されていないもの（その著作者の同意を得ないで公表された著作物を含む。）であつて、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号。以下この項において「公文書管理法」という。）第八条第一項若しくは第十一条第四項の規定により国立公文書館等（公文書管理法第二条第三項に規定する国立公文書館等をいう。次項において同じ。）に移管されたもの又は公文書管理条例（地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する歴史公文書等（公文書管理法第二条第六項に規定する歴史公文書等をいう。以下この項において同じ。）の適切な保存及び利用について定める当該地方公共団体の条例をいう。以下この項において同じ。）に基づき地方公文書館等（歴史公文書等の適切な保存及び利用を図る施設として公文書管理条例が定める施設をいう。次項において同

されたものについては、適用しない。

2 新法第十八条第三項第四号及び第五号の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行前に著作者が国立公文書館等又は地方公文書館等に提供した著作物でまだ公表されていないもの（その著作者の同意を得ないで公表された著作物を含む。）については、適用しない。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第六条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第四十八号中「第百十九条」を「第百十九条第一項又は第一項」に改める。

（国民に対する啓発等）

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、新法第三十条第一項（新法第百二条第一項において準用する場合を含む。）に定める私的使用の目的をもって、有償著作物等（新法第百十九条第三項に規定する有償著作物等をいう。以下同じ。）の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権又は著作隣接権の侵害となる

じ。）に移管されたものについては、適用しない。

2 新法第十八条第三項第四号及び第五号の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行前に著作者が国立公文書館等又は地方公文書館等に提供した著作物でまだ公表されていないもの（その著作者の同意を得ないで公表された著作物を含む。）については、適用しない。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔新設〕

〔新設〕

べきものを含む。）、を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行って著作権又は著作隣接権を侵害する行為（以下「特定侵害行為」という。）の防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、特定侵害行為の防止に関する啓発その他の必要な措置を講じなければならない。

2| 国及び地方公共団体は、未成年者があらゆる機会を通じて特定侵害行為の防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、学校その他の様々な場を通じて特定侵害行為の防止に関する教育の充実を図らなければならない。

3| 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第一項の規定の適用については、同項中「新法第三十条第一項（新法第二百一条第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「著作権法第三十条第一項（同法第二百一条第一項において準用する場合を含む。）」と、「新法第一百九条第三項に規定する有償著作物等」とあるのは、「録音された著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像（著作権又は著作隣接権の目的となつてゐるものに限る。）」であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されてゐるもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。）」とする。

（関係事業者の措置）

第八条 有償著作物等を公衆に提供し、又は提示する事業者は、特定侵害行為を防止するための措置を講じるよう努めなければならない。

（運用上の配慮）

「新設」

第九条 新法第百十九条第三項の規定の運用に当たっては、インターネットによる情報の収集その他のインターネットを利用して行う行為が不当に制限されることのないよう配慮しなければならない。

〔新設〕

（検討）

第十条 新法第百十九条第三項及び附則第八条の規定については、この法律の施行後一年を目途として、これらの規定の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。

〔新設〕